

## 学校給食における食物アレルギー対応について

本校では学校給食における食物アレルギー対応を下記の要領で実施しています。食物アレルギー対応給食を希望される方は、下記の内容をご確認の上、医師の診断による「学校生活管理指導表」と保護者記入による「アレルギー症状発症時の対応について」を、担任を通して校内アレルギー対応委員会へご提出ください。学校で検討をし、ご家庭に連絡をとります。ただし、ピーナッツ、ヘーゼルナッツ、そばは給食では使用しませんので対応の必要はありません。

### 記

#### 1 食物アレルギー対応の対象者の決定基準

下記の（１）～（３）のすべてに当てはまる方が対象となります。

- （１） 医師の診察・検査（血液検査及び食物経口負荷試験）により食物アレルギーと診断されていること。
- （２） アレルゲンとなる食品が特定されており、医師から食事療法を指示されていること。
- （３） 家庭でも食事療法を行っていること。

2 成長に伴って、食物アレルギー症状が改善されることもありますので、年 1 回以上医療機関に受診し、医師の指示を受けてください。2 月中には、次年度分の「学校生活管理指導表」の提出が必要です。医療機関によっては、各種検査や生活管理指導表の作成に時間がかかる場合がありますので、早めにご準備ください。症状が改善した場合は、担任にご連絡ください。

3 アレルゲンとなる食品によっては、食物アレルギー対応ができない場合があります。その場合は、ご家庭から代替のおかずや弁当を持参していただくこととなりますのでご了承ください。

以上